

田 村 市 原 子 力 災 害 広 域 避 難 計 画

平成29年11月
田 村 市

目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 本計画の性格	1
3 災害の想定	1
4 広域避難計画の対象区域	1
第2章 避難等	3
1 避難等の対応方針	3
(1) 防護措置	3
(2) 防護措置（避難等）の判断基準	3
(3) 避難のパターン	4
2 避難等に関する情報伝達	6
(1) 伝達手段	6
(2) 情報伝達経路	6
(3) 伝達内容	8
3 避難・一時移転の手順等	11
(1) 一般住民	11
(2) 要配慮者等	12
(3) 学校等	12
(4) 一時滞在者	12
(5) スクリーニング及び除染	12
(6) 安定ヨウ素剤の服用等	13
4 避難先等の選定及び避難方法	13
(1) 避難先・一時集合場所等	13
(2) 避難（輸送）経路	13
(3) 避難手段の確保	14
第3章 避難住民の支援体制	16
1 一時集合場所の開設・運営等	16
(1) 開設・運営等	16
(2) 避難者の健康管理	16
2 避難所の開設・運営等	16
(1) 開設・運営等	16
(2) 避難者の健康管理	17
(3) 資機材・物資の確保	17
3 福祉避難所の開設・運営等	17
(1) 開設・運営等	17
(2) 要配慮者への支援	17
(3) 資機材・物資の確保	17
第4章 今後の対応	18
1 避難中継所の設置・運営	18
2 他市町村の避難者の避難方法	18
3 福祉避難所の設置	18
4 病院・福祉施設の避難先の確保	18
5 行政機能の移転	18
6 広域避難計画を踏まえた訓練の実施	19
7 広域避難計画の啓発	19
8 広域避難計画の見直し	19
別紙資料1 行政区等別の一時集合場所及び避難先市町村一覧	20

第1章 総 則

1 目的

この計画は、「田村市地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）及び福島県原子力災害広域避難計画に基づき、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）及び同福島第二原子力発電所（以下「福島第二原子力発電所」という。）において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に定める、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、原子力災害に係る住民等の避難等の実施について必要な事項を定めるものである。

2 本計画の性格

地域防災計画では、原子力災害対策を「事前対策」、「応急対策」、「中長期対策」の3段階で定めており、本計画は「応急対策」における福島第一及び福島第二原子力発電所での緊急事態発生の通報（または原子力規制委員会判断の連絡）以降の「住民等の市外への広域避難に関する対応」に関する計画である。

3 災害の想定

本計画で想定する災害は、地域防災計画に基づき、福島第一及び福島第二原子力発電所において発生する原子力災害のみの単独災害のほか、地震等との複合災害により広域避難が必要となる事態も想定する。

4 広域避難計画の対象区域

国の原子力災害対策指針（以下「指針」という。）により県は、原子力災害への対策を重点的に実施する区域（以下「重点区域」という。）を定めることとされた。このことから、県では、被災した原子力施設（特定原子力施設）の災害対策という特殊性を踏まえ、福島第一及び福島第二原子力発電所における「予防的防護措置を準備する区域」（以下「P A Z」という。）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（以下「U P Z」という。）を定めている。

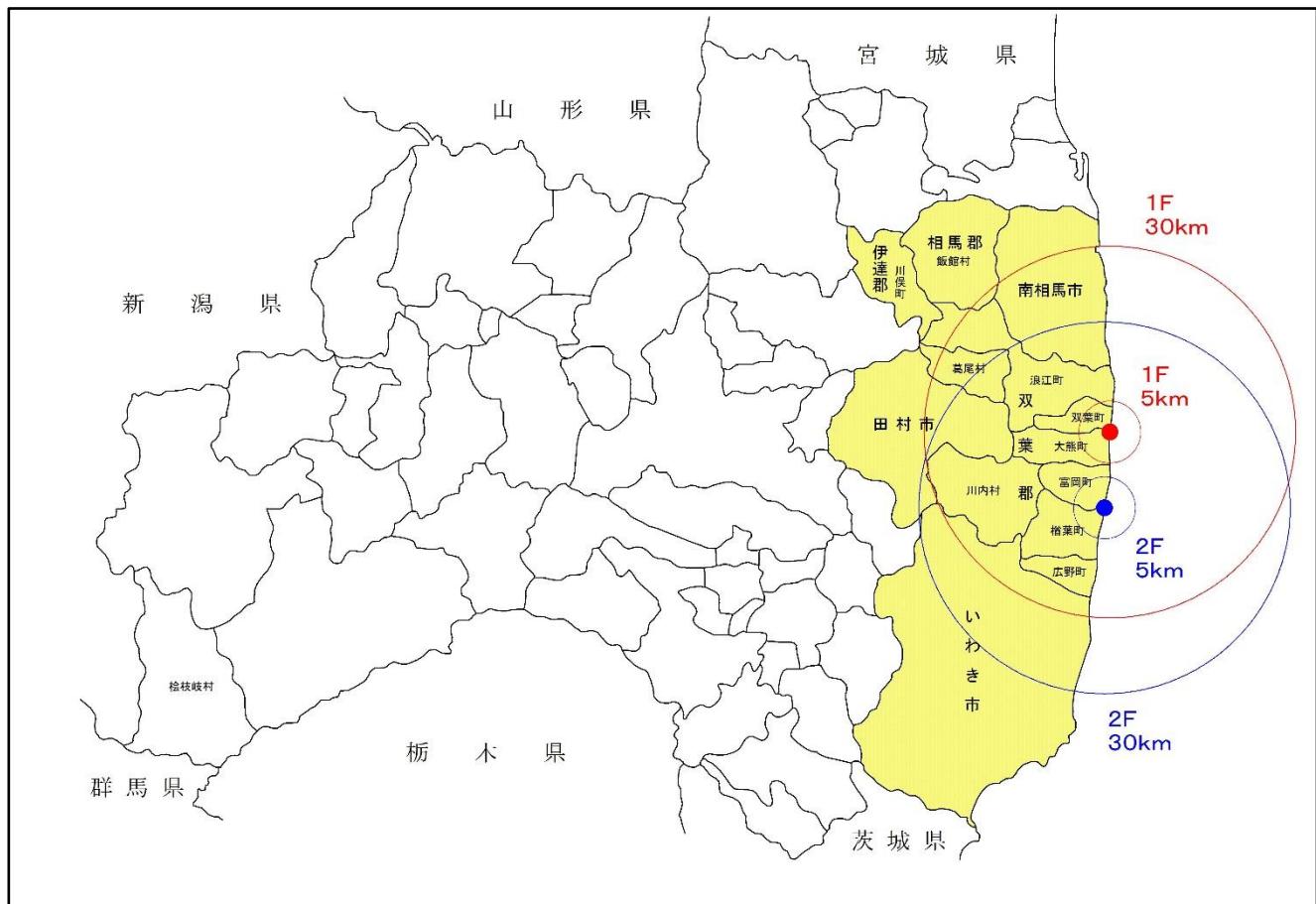
本市における広域避難計画の対象区域は表1のとおりである。

表1 田村市におけるPAZ、UPZ

区域区分	福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone)	該当する区域なし	該当する区域なし
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone)	田村市全域	田村市全域

【図1】

福島県内における原子力災害対策重点区域



出典：福島県原子力災害広域避難計画（H28.12）

第2章 避難等

1 避難等の対応方針

(1) 防護措置

原子力災害時に住民がとるべき被ばくを避けるための主な行動として、以下の3種類がある。

表2 防護措置の種類

種類	概要
屋内退避	住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置。 特に、社会福祉施設・病院等においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効。
避難	住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置。 空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。
一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの

(2) 防護措置（避難等）の判断基準

放射性物質放出後には、空間線量率等のモニタリング結果に基づき、空間線量率の実測値に応じた判断基準（O I L）に対応した防護措置を実施する。

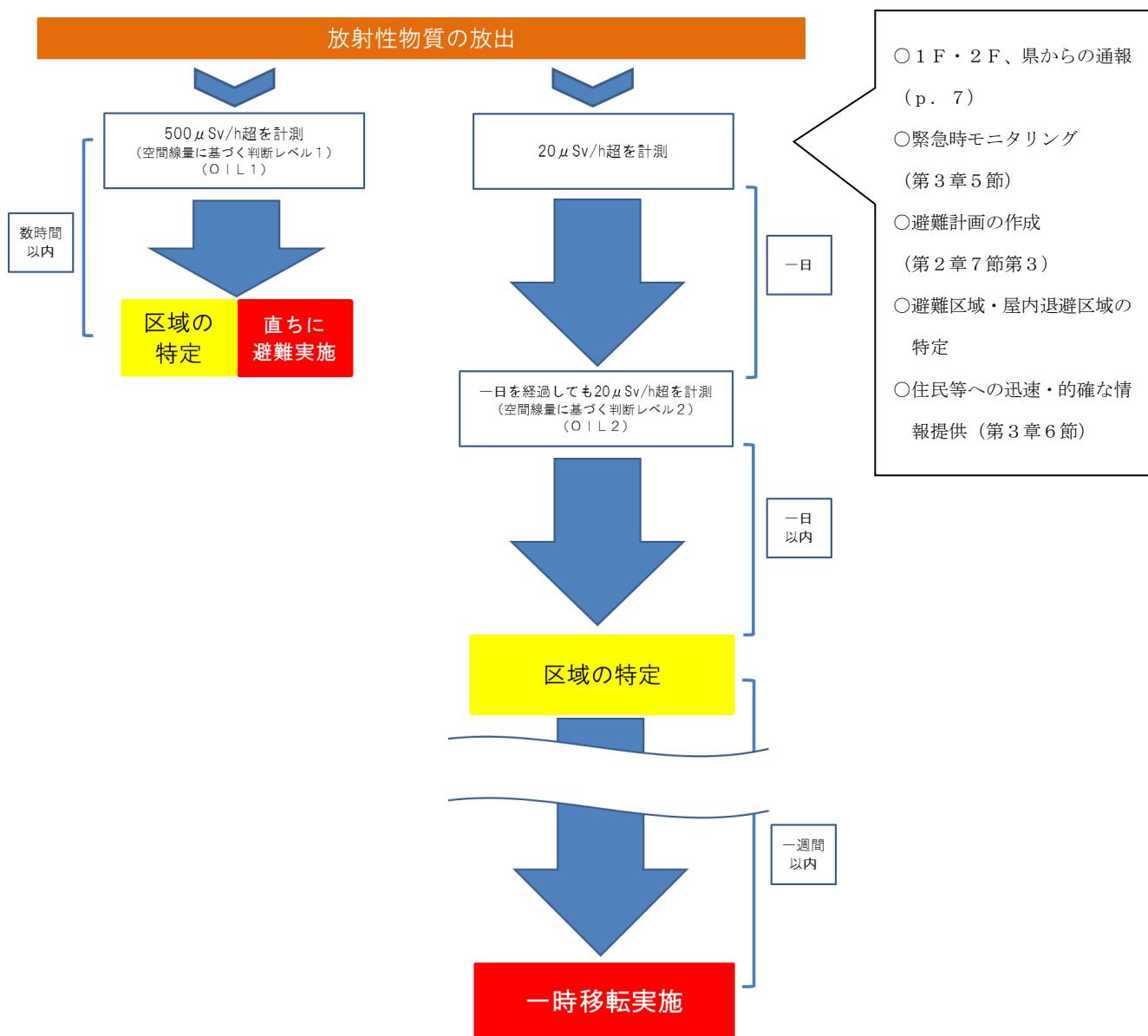
判断基準は、以下の2種類で、放射性物質放出後の防護措置イメージは、図2のとおりである。

表3 防護措置の判断基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避させるための基準	500 μ SV/h	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ SV/h	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

【図2】

放射性物質放出後の防護措置



出典：福島県原子力災害広域避難計画 (H28. 12)

(3) 避難のパターン

緊急事態の初期段階では、原子力発電所の状況、距離、放射性物質の放出による汚染状況等に応じて、防護措置の準備やその実施等を適切に行うことが重要である。

本市にP A Zは無く、全域がU P Zであることから、原子力災害時の防護措置は屋内退避を基本としつつ、放出後のO I Lにもとづく避難・一時移転を想定する。

ア 屋内退避措置

「屋内退避措置」とは、周辺住民が屋内に入り、建物の気密性を高めるなどにより、放射線の影響を防ぐことをいう。原子力災害が発生した場合、まず、「屋内退避」が有効な防護対策となることから、屋内退避の確実な実施を行うものとする。

(ア) 屋内退避の準備

原子力災害が発生し避難等の防護措置の準備を開始する段階になった場合、市は、屋内退避の準備を行うよう市民に広報する。

市、関係機関は、屋内退避の指示に向けて、給水や食料・物資等の供給体制の維持・確立に努める。

(イ) 屋内退避の実施

原子力災害が発生し迅速な避難等の防護措置を実施する段階になった場合、市は、屋内退避の実施を市民に指示する。

屋内退避では、外出は極力避けることが望ましいものの、外出「禁止」ではない点に留意することが重要であり、外出する場合はなるべく短時間にし、次の点に注意する。

- a 徒歩よりは車で移動する。
- b マスク（ないときはハンカチでも可）をする。
- c 肌を出さないように長袖・帽子を着用する。
- d 雨に濡れないようにする。
- e 放射性プルーム※通過や降雨の情報がある場合にはできるだけ屋内に退避する。

※ 原子力施設等から放出された微細な放射性物質が、大気に乗って煙のように流れていく現象。

イ O I Lにもとづく避難・一時移転

放射性物質放出後に実施する緊急時モニタリングの結果、防護措置の判断基準（O I L）が、O I L 1、O I L 2と判断されたエリアについては、避難や一時移転を行うことになる。

市は、緊急時モニタリングの結果、O I L 1、O I L 2と判断されたエリアを参考として、行政区等の避難、一時移転の対象区域を指示する。

2 避難等に関する情報伝達

(1) 伝達手段

市民に対して、次のとおり特性の違う複数の手段により、市民それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達に努める。

ア 防災行政無線による放送

イ 広報車、消防車両等による巡回広報

ウ 緊急通報メール（エリアメール）や市防災メールなど、携帯電話等へのメールの配信

エ 市ホームページへの掲載

オ フェイスブックなどSNS

カ 広報紙・チラシの発行（避難中継所までの避難経路等）

なお、防災関係機関等に対しては、上記手段の他、電話・ファクス等を活用し確実に伝達するものとする。

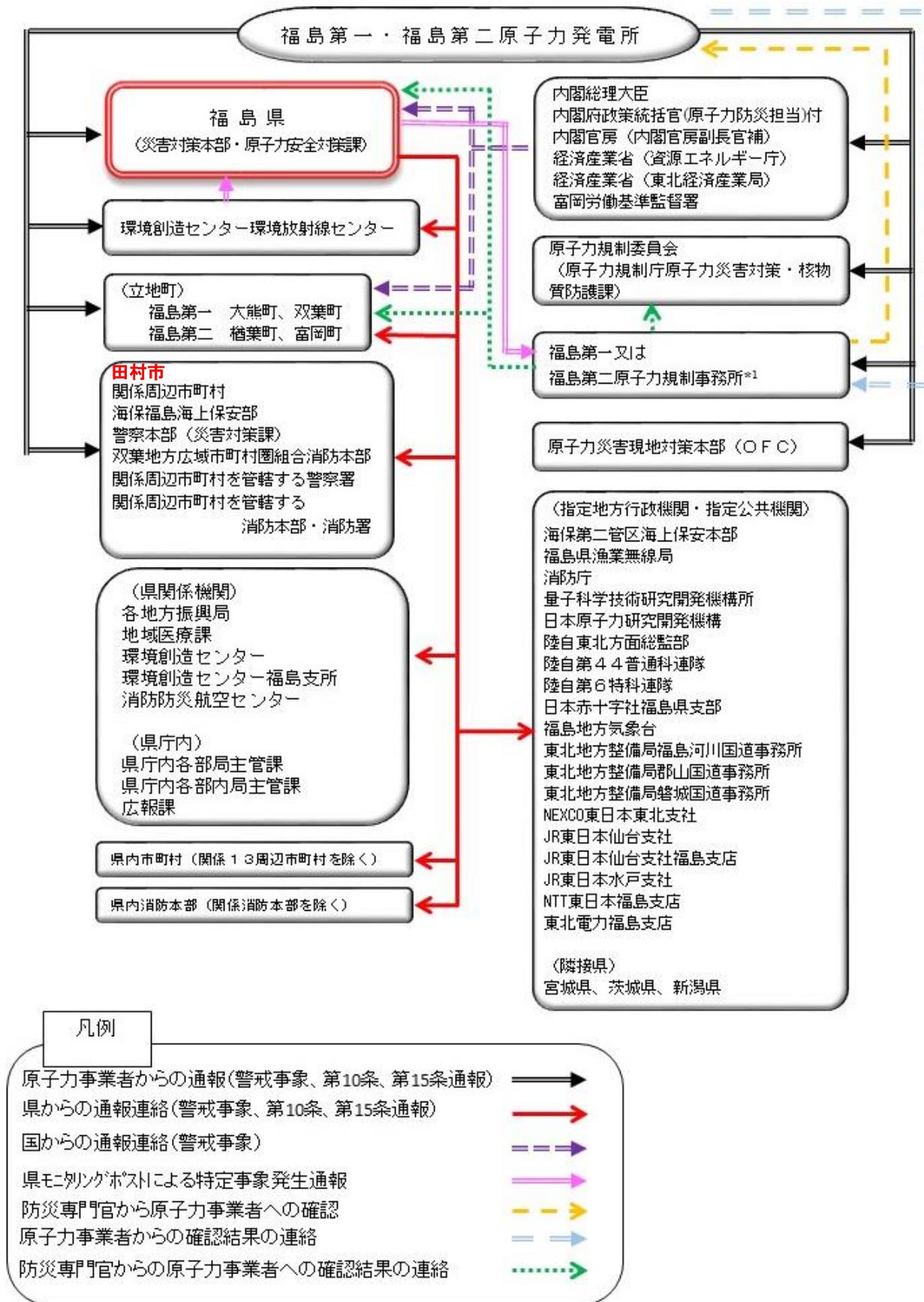
(2) 情報伝達経路

原子力災害時の避難誘導に関する連絡系統は、地域防災計画「第3章 第1節」による。

また、県から市への連絡は、県災害対策本部設置前は県危機管理部、同本部設置後は同本部より行われる。

【図3】

通報連絡体制図

^{*1}: 福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

(3) 伝達内容

ア 広報のタイミング・留意点等

住民広報については、災害時には広報活動の混乱が予測されることから、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理しておくものとする。

【住民広報のタイミング（例示）】

- ・緊急事態等に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- ・特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- ・事故や災害の状況等に大きな変更があった場合
- ・住民避難、屋内退避、避難準備等を連絡する場合
- ・放射性物質が放出された場合
- ・緊急時モニタリング結果がまとめた場合
- ・その他情報提供が必要な場合（広報の間隔が空いた場合等）

【住民への広報、指示伝達にあたっての留意すべき基本的事項】

- ・住民の混乱を避けるため、市内においては同一事象に対する広報内容は同一とし、区域ごとに異なる内容の広報は行わない。
- ・情報の信憑性を確保するため、行政からの情報であることを明らかにする。
- ・住民に混乱を生じさせないため、住民に対して具体的に取ってほしい行動を明らかにする。
- ・状況によっては、広報内容が聞き取りにくい場合が想定されるため、できる限り短い文章でわかりやすい表現を用いる。（専門用語の使用は避ける。）
- ・確実に情報を伝えるため、重要な情報は繰り返し広報する。
- ・放射線は五感で感じることができないため、住民へ情報を伝える際には、現在の気象と今後の気象予報、緊急時モニタリング結果（実測値の変動傾向等）、事故の規模などを分かりやすく伝える。
- ・情報の途絶は、住民の不安感を助長することになるため、状況に変化がない場合であっても、一定間隔での定期的な広報を実施する。
- ・福島第一原子力発電所での事故経験を踏まえ、住民の混乱を避けるためにも、事故の状況や影響に加え、その対策や見通しなどを正しく伝えることで住民に冷静な判断・行動を促す。

イ 広報文（例）

原子力災害においては、事象の進展に一定の時間がかかることから、一般的な災害時広報とは異なり、一刻を争うよりも、正しく情報を伝達することが重要である。このことを踏まえ、警戒広報、屋内退避指示及び避難指示時の広報・伝達内容例は次のとおりである。

なお、広報車による巡回広報では、注意喚起を行うものとする。

【防災行政無線：警戒事態発生時放送テキスト例】

「こちらは、田村市です。

福島第〇原子力発電所で事故が発生しました。

不要不急の外出は控え、避難への準備を行い、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

現在、詳しい情報の収集にあたっています。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。」

(以上繰り返し)

【防災行政無線：屋内退避指示放送テキスト例】

「こちらは田村市災害対策本部です。

福島第〇原子力発電所で重大な事故が発生しました。

放射線を防ぐため、建物の中へ退避することが必要になりました。

自宅などの建物の中に退避してください。

現在、詳しい情報の収集にあたっています。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

引き続き防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。」

(以上繰り返し)

【防災行政無線：避難指示放送テキスト例】

「こちらは田村市災害対策本部です。

福島第〇原子力発電所で重大な事故が発生しました。

国の退避指示が〇〇キロに拡大したことに伴い、避難することになりました。

対象地区は「〇〇行政区、△△行政区」です。

「〇〇行政区」の皆さん、自家用車を使用し××の□□（スクリーニング場）へ避難してください。

自家用車以外で避難するさんは、〇〇〇（一時集合場所）へ〇〇時〇〇までに集合してください。

戸締りや火の元を確認し、落ち着いて避難してください。

その他の地域のさんは、次の指示があるまで、引き続き、自宅などの建物の中に退避してください。

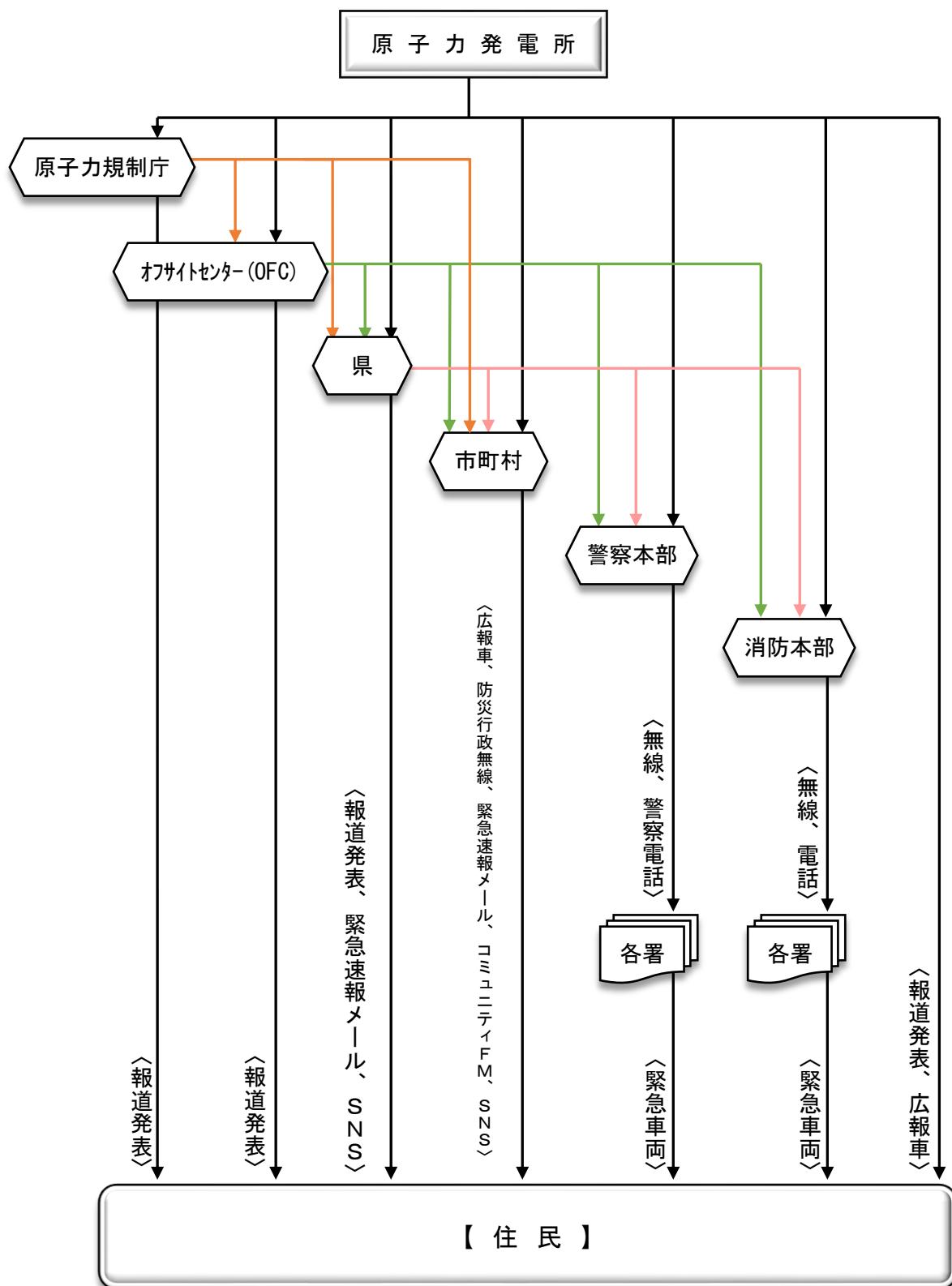
現在、詳しい情報の収集にあたっています。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

引き続き防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。」

(以上繰り返し)

【図4】

住民への情報伝達経路



出典：福島県原子力災害広域避難計画（H28.12）

3 避難・一時移転の手順等

(1) 一般住民

避難にかかるポイントは次のとおり。

ア 「屋内退避」を基本としつつ、防護措置の判断基準（O I L）に応じて広域避難を行うものとする。

イ 広域避難が必要となった場合には、原則、自家用車で避難するものとする。ただし、自家用車による避難が困難な場合などは、あらかじめ指定した一時集合場所へ徒歩等で集合し、市等が用意したバス等で避難先避難所へ避難する。

ウ 避難に際して、国・県が、適切な箇所に「スクリーニング場」を設置することとしている。

※スクリーニング場：放射線の外部被ばく量の測定を実施するための場所。国・県・市が連携して、スクリーニングの候補施設に設置する。

表4 田村市におけるスクリーニング場候補地

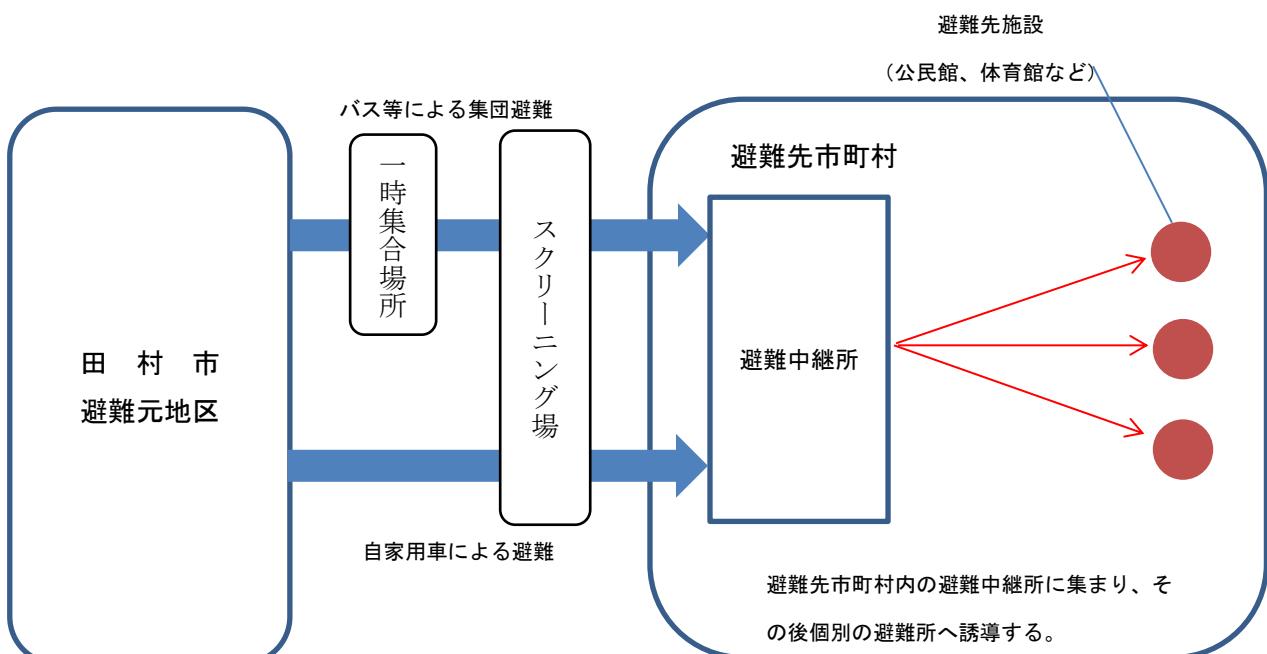
施設名	所在地	備考
田村市総合体育館	田村市船引町船引字遠表400	
田村市滝根体育館	田村市滝根町神俣字河原146-1	
田村市滝根運動場	田村市滝根町神俣字河原146-1	

※田村西部工業団地内の設置も検討するものとする。

エ 市は県・避難先市町村と協力して「避難中継所」を設置し、円滑な避難を目指すものとする。

【図5】

避難所までの避難手順のイメージ



※避難中継所：避難に際して、避難者が避難先避難所に向かった場合、準備・受入等の混乱が予想される。そこで、避難先市町村内のわかりやすく目立つ場所を集合場所として設定し、そこで情報提供や避難先の一定の調整を行うこととしている。県では、避難中継所について、次のような役割を例示している。

表5 避難中継所の役割

役割・特徴	内容
(1) 避難先での目印	避難者を確実に避難所へ誘導するため、避難の際に目印となる大きな施設に一時集合する。
(2) 避難者の把握	避難者が最初に来る場所なので、避難者の情報を集約する。
(3) 避難所の案内	どの避難所に行けばよいかを避難者に伝える。また、事故の規模によって、避難先施設を集約させる場合は、新しい避難所を伝える。
(4) 避難所への輸送	避難所への避難者の輸送を行う場合の中継地となる。
(5) 駐車場	避難所に駐車場がない場合の代替駐車場となる。
(6) 優先開設	避難施設よりも先に開設する。
(7) スクリーニング機能の併設	スクリーニングをしないで避難してきた場合に備え、スクリーニングができる機能を併設する。

(2) 要配慮者等

ア 在宅避難行動要支援者等

在宅避難行動要支援者とは、通院患者など、自宅にいるが避難行動に不安のある者のことである。原則、避難所へ避難するものとするが、自力での避難行動が困難な要介護者など、避難所での生活に介護等特別な配慮を必要とする場合は、受け入れ先となる福祉避難所が開設され次第、その福祉避難所へ移動を行うものとする。

なお、市は、自衛隊、警察、消防機関等の協力のもと、避難所等への誘導を行うものとする。

イ 病院・社会福祉施設等

病院・社会福祉施設等（以下「病院等」という。）の施設管理者は、あらかじめ病院等が策定した避難計画に基づき施設入所者等を避難させるものとする。

なお、これらの施設では、東日本大震災時に、避難先や搬送手段及び避難途上の渋滞、避難後も続く食料・物資の不足など劣悪な避難環境の実態があったところである。

こうした教訓を踏まえ、施設入所者の避難実施は、受入先や避難手段について十分な準備が整ってから避難を開始することとし、それまでの間は屋内退避とするものとする。

(3) 学校等

園児、児童、生徒等（以下「生徒等」という。）の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示が発せられた場合、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育所等（以下、「学校等」という。）の施設管理者は、あらかじめ学校等が作成した避難のマニュアルに基づき、教職員の引率のもと生徒等を保護者に引き渡し、原則として、生徒等は自宅等から避難を実施するものとする。

なお、学校等からの帰宅が困難な場合、または、被ばく軽減の観点から自宅等へ帰ることが必ずしも適当でない場合には、学校等から地域別集合場所（スクリーニング場候補地）へ集団避難を行うものとする。

(4) 一時滞在者

観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、適切に情報提供を行うとともに、早期の帰宅を求めるものとし、早期帰宅が困難な場合には、一時集合場所または避難所等への避難を促すものとする。

(5) スクリーニング及び除染

スクリーニングは、放射性物質の放出後に避難する場合に必要となるもので、放射性物質の付着を確認するために実施される。

スクリーニングに関する基本的な考え方は次のとおりである。

ア 県が、避難経路等に基づきスクリーニング場をあらかじめ設定し、スクリーニングに要する人員体制や手順等の検討を国及び関係自治体（他県、市町村）と連携して進め、スクリーニング体制を整備することとしている。

イ 県が、原子力事業者や県内外の関係自治体と連携し、国や陸上自衛隊の協力を得ながら、放射線医学総合研究所や福島県診療放射線技師会等の支援のもと、災害対応状況や対象区域等に応じ、原子力災害対策本部が決定するスクリーニング基準等に基づき、住民が避難指示区域から出た後に、住民（状況に応じ、避難輸送に使用する車両及びその乗務員、携行物を含む。）のスクリーニング等を実施し、必要に応じて、除染を実施することとしている。

ウ 県及び市が、市民のスクリーニングや除染に関する記録を収集・整理、保管する。

なお、その際、汚染が一定レベル以下であると判断されたことの証明書の発行については、今後、国・県と連携して検討する。

(6) 安定ヨウ素剤の服用等

安定ヨウ素剤の服用等については、「地域防災計画 原子力災害対策編 第3章 原子力災害応急対策 第10節 医療・救護及び緊急被ばく医療活動 第3 安定ヨウ素剤等服用の指示」による。

4 避難先等の選定及び避難方法

(1) 避難先・一時集合場所等

ア 広域避難先

広域避難が必要となった場合における広域避難先に関する方針・考え方は、地域コミュニティの維持や円滑な住民支援を図るため、可能な限り避難する地区が複数の市町村に分散しないよう、避難先を定める。

イ 避難等を実施する単位

避難等を実施する単位は、避難誘導時の住民への広報、避難者の把握等を考慮して、コミュニティ単位である行政区等を基本とする。

ウ 一時集合場所

一時集合場所は、次のとおり選定する。

- ・複合災害（風水害・地震等）が発生した際にもその使用に耐えうる必要があり、各施設はあらかじめ耐震性などを確認した上で対象施設を選定する。
- ・一時集合場所は、避難対象となる行政区等ごとに定める。
具体的な一時集合場所は別紙資料1のとおりである。

エ 地域別集合場所

一時集合場所から地域別集合場所（スクリーニング場候補地）へ移動し、避難先市町村毎にバス等にて避難する。

表6 地域別集合場所（スクリーニング場候補地）

地 区	地域別集合場所	備 考
滝根町、大越町	田村市滝根体育館	
都路町、常葉町、船引町	田村市総合体育館	

※田村西部工業団地内に地域別集合場所（スクリーニング場候補地）を設置した場合、船引町の住民は田村西部工業団地内へ移動することとする。

（2）避難（輸送）経路

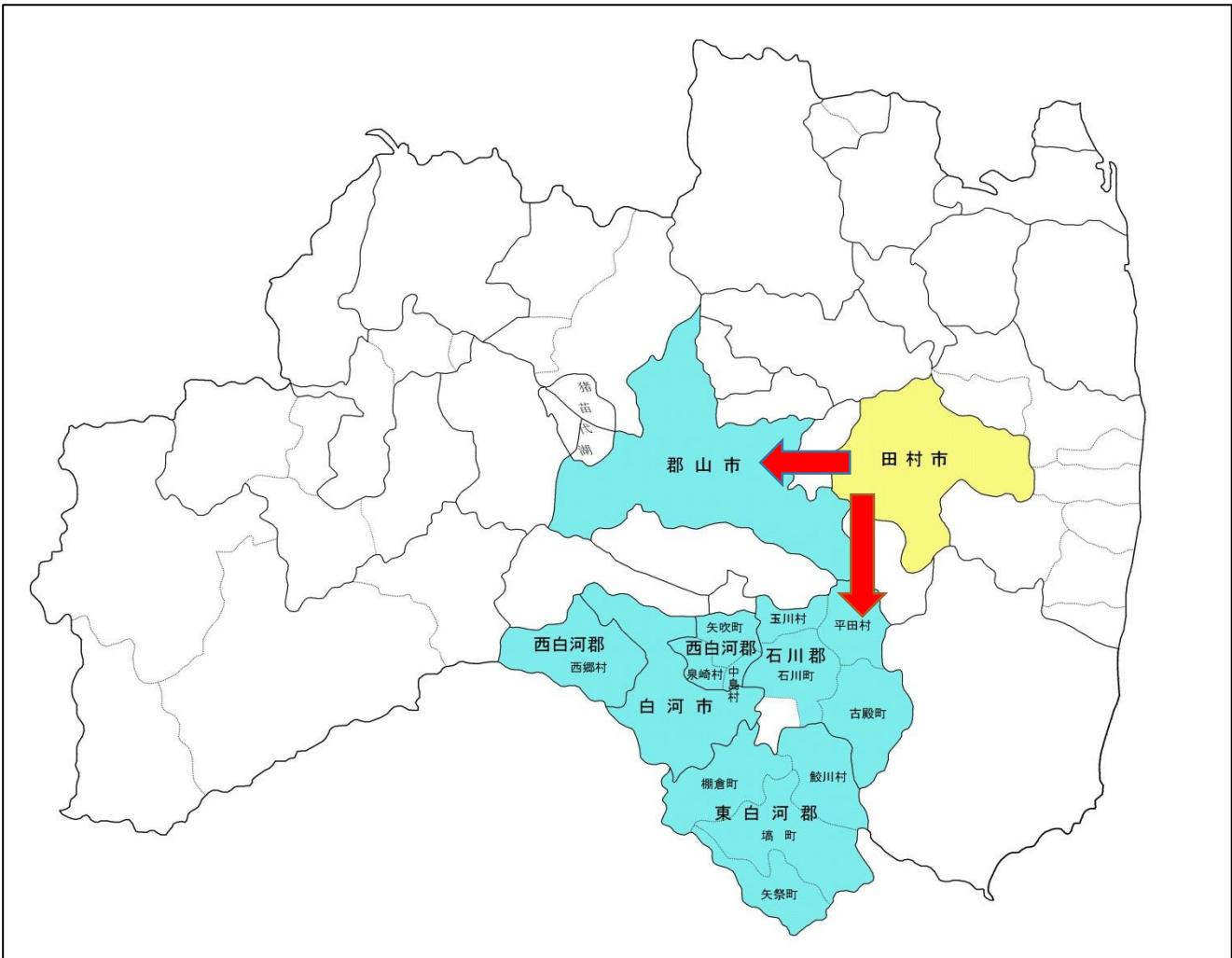
避難等の輸送にあたっては、多数の車両が避難区域等に集中することが想定されるため、避難等の優先順位、道路状況等を勘案し、あらかじめ地区単位で、避難（輸送）経路のパターンを設定する。

表7 各地区からの避難先市町村

避難元地区	地域別集合場所	備 考
滝根町	塙町、矢祭町、鮫川村、棚倉町	
大越町	石川町、平田村、玉川村、古殿町	
都路町	郡山市	
常葉町	郡山市	
船引町	白河市、泉崎村、西郷村、中島村、矢吹町、玉川村	

【図6】

田村市における避難先市町村



出典：福島県原子力災害広域避難計画（H28.12）

（3）避難手段の確保

避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車等をはじめ、市等が用意したバス、鉄道等の公共交通機関、国、県、市及び防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。

輸送手段の確保に関する基本的な考え方は次のとおりである。

ア 自力で避難可能な住民については、原則、段階的避難指示に従って自家用車により避難するものとする。この場合、渋滞を極力避けるため家族または近所の住民との乗り合わせにより避難する。

イ 自家用車等により避難が困難な住民は、一時集合場所からバス等により避難する。

ウ バスによる避難については、市が所有するバスだけでは不足するため、県が福島県バス協会と締結している協定に基づき、一時集合場所、学校等必要な箇所へ確実に手配できるよう、あらかじめ体制を整えておくものとする。

なお、バスによる避難にあたっては、原則として県または市の職員等が同乗するものとする。

エ 鉄道による避難が可能な場合は、東日本旅客鉄道（株）等の鉄道事業者の協力を得て積極

的に活用するものとする。

才 市は、要配慮者の避難などに福祉車両等が利用できるよう、社会福祉協議会等の協力を得るとともに、自衛隊等の車両、ヘリコプター等が利用できるよう、関係機関と県を通じて協議を行うものとする。

カ バスの安全とスムーズな運行のために、警察車両による先導について検討しておくものとする。

第3章 避難住民の支援体制

1 一時集合場所の開設・運営等

(1) 開設・運営等

広域避難に係る一時集合場所の開設・運営体制は次のとおりとする。

- ア 市は、広域的な避難の必要が生じた場合は、避難の対象となる地区の一時集合場所を開設し、住民と協力してその運営を行うものとする。
- イ 一時集合場所等を開設した場合、市は、その旨を速やかに住民等に周知し、円滑な避難誘導に努めるとともに、速やかに各一時集合場所に職員を配置するとともに、集合する住民を把握するものとする。
- ウ 市は、特に地区住民、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の協力を得ながら、要支援者等の避難状況を把握することに努めるものとする。
- エ 市は、民生委員、消防団等の協力を得ながら、一時集合場所において住民の避難状況を把握し、逃げ遅れた住民の有無を確認するとともに、必要に応じて警察や自衛隊の協力を県に要請し、逃げ遅れた住民の避難支援に努めるものとする。
- オ 市は、原子力発電所の状況や市内の放射線量率等の情報を、一時集合場所で住民に分かりやすく伝え、住民の不安を少しでも軽減するよう努めるものとする。

(2) 避難者の健康管理

市は、避難者に対し、放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響、生活環境の変化等による不安などに対応するため、県と連携し、必要に応じて救護所等の設置や医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

2 避難所の開設・運営等

(1) 開設・運営等

広域避難に係る避難先の確保・受入などの準備、避難所等を設置する場合の県と市町村間の連携、役割分担、運営要員の確保をはじめとする運営体制は次のとおりとする。

- ア 市は、避難の必要が生じた場合は、県及び避難先市町村に避難先避難所等の開設等を要請するものとする。
- イ 市は、避難開始当初は、住民の迅速な避難に全力を挙げなければならないため、避難所等の開設・管理、避難住民の誘導等の業務については、避難先市町村に対応を依頼するものとする。なお、県有施設は県が主体的に対応することになる。
- ウ 市は、避難所等を設置した場合は、その旨を速やかに住民等に周知し、円滑な避難誘導に努めるとともに、速やかに各避難所に職員を配置し、避難先市町村から避難所等の運営を引き継ぎ、できるだけ早期に、避難住民、ボランティア等と連携し、避難所等の自主運営体制へ移行するものとする。
- エ 避難所等の施設管理自体は、避難所等の運営体制にかかわらず、施設管理者が行うものとする。

(2) 避難者の健康管理

市は、避難者に対し、放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響、生活環境の変化等による不安などに対応するため、県と連携し、必要に応じて救護所等の設置や医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

(3) 資機材・物資の確保

被災者の生活維持のために必要な資機材及び食料、飲料水等の生活必需品等の物資（以下「資機材等」という。）の調達、管理及び需要に応じた配達体制については、次のとおりとする。

ア 市は、提供すべき資機材等が不足し、調達の必要がある場合には、県等に資機材等の調達を要請するものとする。

イ 市は、県及び避難先市町村と連携し、各避難所における資機材等の状況を把握し、避難所間で過不足が生じないよう調整を行うものとする。

3 福祉避難所の開設・運営等

(1) 開設・運営等

県広域避難計画では、広域避難に係る福祉避難所は、県が避難先市町村に要請し、要請を受けた避難先市町村は、避難元市町村と協議のうえ開設することとされている。福祉避難所の運営については県が作成した「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」を参考とするものとする。

なお、避難開始当初は、市は住民避難に全力を挙げなければならないため、福祉避難所（県有施設を除く）の開設・管理、避難住民の誘導等など避難住民の受入業務については、避難先市町村に主体的な対応を依頼する。

(2) 要配慮者への支援

在宅要配慮者については、家族や避難住民が中心となって支援を行うものとするが、支援者の不足が想定されることから、県及び市は、国や避難先市町村及び関係団体等に対し、医療、保健、福祉関係者やボランティア等の応援要員の派遣の要請を行うなど、迅速に支援者を確保するものとする。

(3) 資機材・物資の確保

県及び市は、要配慮者の避難に必要な資機材・物資（ベッド、医薬品等）の調達について、関係団体と締結している災害時応援協定の活用や国、避難先市町村等に要請し、迅速に確保するものとする。

第4章 今後の対応

1 避難中継所の設置・運営

避難中継所の設置は、県広域避難計画において、避難元市町村と避難先市町村が協議することとされている。

市は、避難中継所を設置するために、事前に、県を通じて避難先市町村と協議を進める。

2 他市町村の避難者の避難方法

市に居住している東日本大震災による他市町村からの避難者については、復興公営住宅等で生活していることを踏まえ、適切な避難誘導等を行うために、情報の伝達や避難先の確保等について、県と避難元市町村及び避難先市町村が連携して手順を定め対応することが、県広域避難計画に定められている。

このため、避難者の人数把握、安否確認、避難先への誘導等、市と避難元市町村との役割分担について、今後、市と県及び避難元市町村との協議を進める。

3 福祉避難所の設置

市は、福祉避難所の早期開設を図るため、福祉避難所の指定を行っていない避難先市町村に、県を通じ、早期指定を求めるものとする。

4 病院・福祉施設の避難先の確保

市は、県及び関係市町村及び関係機関と十分に連携し、病院等の施設管理者に避難計画の策定を促すとともに、策定に協力するものとする。

市は、県と協力し、避難先市町村及び病院等の協力を得て、あらかじめ避難先となる病院等の情報を整理し、避難元の病院等に周知するものとする。

市内の病院等は、避難指示の発令が見込まれる段階で、施設ごとに策定した避難計画に基づき、避難先となる病院等へ受け入れ要請を行うとともに、避難の準備を整えるものとする。

ただし、施設ごとに策定した避難計画に基づく受け入れ要請ができない場合については、県に調整を求めるものとする。

5 行政機能の移転

市は、庁舎が避難対象区域に含まれる他、施設が被災するなど、庁舎としての機能維持が困難となり、住民の避難先となった避難先市町村に庁舎が移転する事態となった場合においても、住民に対する行政サービスの継続性が確保できるよう、あらかじめ代替施設を選定のうえ、機能移転に必要な情報や移転する備品等を事前にリストアップするなど、移転体制の準備を進めておくものとする。

なお、移転にあたっては、まず住民等の避難を優先して実施した後に、移転を実施するものとする。

6 広域避難計画を踏まえた訓練の実施

市は、円滑かつ確実な広域避難が可能となるよう本計画等に基づく原子力防災訓練を継続的に実施するものとする。

なお、訓練の成果については、市、県及び避難先市町村、防災関係機関等で共有のうえ、本計画の改訂等、原子力防災体制の強化に反映していくものとする。

7 広域避難計画の啓発

市は、住民に対して、本計画に基づく広域避難を円滑かつ確実に実施してもらうために、説明会や住民を交えた訓練などを行い、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。

8 広域避難計画の見直し

市は、今後、避難対象区域の見直し、原子力防災訓練での検証結果、国の法令及び指針の改正、県及び防災関係機関並びに他県等との調整状況等を踏まえ、本計画の見直しを行っていくものとする。

避難予定先及び市民集合場所

田村市滝根町管内 (地域集合場所 滝根体育館)

No.	行政区	人口	一時集合場所	避難中継所	避 難 先
1	石神	247	石神集会所	鮫川村の指定箇所	鮫川村農業者トレーニングセンター (鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入64) 村立鮫川小学校 (鮫川村大字赤坂中野字道少田86)
2	原屋敷	193	原屋敷集会所	鮫川村の指定箇所	修明高校鮫川校 (鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入83)
3	菅谷駅前	343	滝根公民館菅谷分館	鮫川村の指定箇所	村立鮫川中学校 (鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作130-4) 鮫川村公民館 (鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作128) 赤坂中野区集落センター (鮫川村大字赤坂中野字道少田94)
4	入水	277	入水多目的集会所	塙町の指定箇所	塙中学校 (塙町大字竹之内字草田3)
5	畠中	198	畠中集会所	塙町の指定箇所	塙町営体育館 (塙町大字塙字桜木町80)
6	江川	127	江川集会所	塙町の指定箇所	塙町営体育館 (塙町大字塙字桜木町80)
7	糠塚	139	糠塚集会所	棚倉町の指定箇所	県立修明高校 (棚倉町棚倉字東中居63)
8	神俣町	210	三世代ふれあい交流館	塙町の指定箇所	県立塙工業高校 (塙町大字台宿字北原121)
9	関場	251	滝根行政局	棚倉町の指定箇所	棚倉小学校 (棚倉町棚倉字北町118-1)
10	梵天川	287	滝根中学校	塙町の指定箇所	塙小学校 (塙町大字台宿字下川原5) 塙農村勤労福祉会館 (塙町大字塙字大町三丁目19)
11	中広土	465	滝根中学校	棚倉町の指定箇所	県立修明高校 (棚倉町棚倉字東中居63)
12	和貢	453	滝根中学校	棚倉町の指定箇所	棚倉町総合体育館 (棚倉町関口字一本松24-1)
13	大平	113	滝根中学校	棚倉町の指定箇所	棚倉町総合体育館 (棚倉町関口字一本松24-1)
14	入新田 1	103	滝根中学校	塙町の指定箇所	高城地区体育館 (塙町大字植田字森戸25)

15	入新田2	116	滝根中学校	塙町の指定箇所	県立塙工業高校 (塙町大字台宿字北原121)
16	上郷	342	天地人大学	矢祭町の指定箇所	矢祭中学校 (矢祭町大字東館字大寄40)
17	中郷	245	旧広瀬小学校	矢祭町の指定箇所	矢祭勤労者体育センター (矢祭町大字金沢字蕨平4-7)
18	作組	113	作組集会所	矢祭町の指定箇所	旧石井小学校体育館 (矢祭町大字中石井字御殿河原1)
19	広瀬町	176	広瀬町集会所	矢祭町の指定箇所	矢祭小学校 (矢祭町大字東館字下上野内10) 矢祭中央公民館 (矢祭町大字東館字石田25-1) 宝坂構造改善センター (矢祭町大字宝坂字中平8-1)
20	下組	144	下組集会所	塙町の指定箇所	塙公民館台宿分館 (塙町大字台宿字北原75-1) 塙公民館上石井分館 (塙町大字上石井字仲堀220) 塙幼稚園 (塙町大字台宿字下川原49) 南原コミュニティ集会所 (塙町大字台宿字南原78-13)

田村市大越町管内 (地域集合場所 滝根体育館)

No.	行政区	人口	一時集合場所	避難中継所	避 難 先
1	三洞区	551	明部渕集会所	平田村の指定箇所	平田村地域福祉センター (平田村大字永田字戸花150) 県立小野高校平田校体育館 (平田村大字上蓬田字切山27)
2	白山区	676	大越行政局	玉川村の指定箇所	泉中学校 (玉川村大字中字前作田71) 須釜小学校 (玉川村大字南須釜字堂ノ内200)
3	中部区	581	大越体育館	石川町の指定箇所	旧中谷第2小学校体育館 (石川町大字中田字八又396-1) 中谷自治センタ一体育館 (石川町大字双里字神主34-1) 共同福祉施設 (石川町字関根1-1)

4	町郷区	405	大越体育館	平田村の指定箇所	蓬田小学校体育館 (平田村大字上蓬田字上宿1) 平田村中央公民館 (平田村大字永田字切田158-5) 平田村保健センター (平田村大字永田字広町50)
5	上北部区	393	大越中学校	石川町の指定箇所	旧石川小学校体育館 (石川町字関根165) 旧中谷第一小学校体育館 (石川町大字形見字形見217)
6	南部区	409	戸ノ内集会所	石川町の指定箇所	町武道館 (石川町大字双里字川向91-1) 中谷自治センター（旧農村婦人の家） (石川町大字双里字神主34-1) 当町集会所 (石川町字当町80-1)
7	西部区	323	大越農村婦人の家	石川町の指定箇所	勤労青少年ホーム (石川町字当町418-1) 中田区会事務所 (石川町大字中田字大塚256) 南町自治会館 (石川町字南町36)
8	東部区	420	つつじヶ丘公園	古殿町の指定箇所	古殿中学校 (古殿町松川字横川462) 勤労者体育センター (古殿町松川字横川236)
9	牧野区	326	牧野多目的交流センター	古殿町の指定箇所	女性若者等活動促進施設 (古殿町田口字寺前208) 古殿公民館 (古殿町松川字横川236)
10	栗出区	307	大越転作技術研修センター	平田村の指定箇所	平田村勤労者体育センター (平田村大字永田字切田158-4)
11	早稲川区	258	早稲川多目的交流センター	平田村の指定箇所	蓬田中学校体育館 (平田村大字上蓬田字切山1)

田村市都路管内 (地域集合場所 田村市総合体育館)

No.	行政区	人口	一時集合場所	避難中継所	避 難 先
1	第 1 区	307	上岩井沢生活改善センター、大槻地区生活改善センター	郡山市の指定箇所	逢瀬コミュニティセンター (郡山市逢瀬町多田野字南原3)
2	第 2 区	128	都路公民館岩井沢分館	郡山市の指定箇所	西部体育館 (郡山市大槻町字漆棒48)
3	第 3 区	200	岩井沢北部生活改善センター	郡山市の指定箇所	西部体育館 (郡山市大槻町字漆棒48)
4	第 4 区	162	持藤田繭集出荷所	郡山市の指定箇所	西部体育館 (郡山市大槻町字漆棒48)
5	第 5 区	189	道之内繭集出荷所	郡山市の指定箇所	大槻ふれあいセンター (郡山市大槻町字中前田56-1)
6	第 6 区	176	石黒集落センター、下道之内集落センター	郡山市の指定箇所	大槻ふれあいセンター (郡山市大槻町字中前田56-1) 大槻公民館大槻分館 (郡山市大槻町字中柵31-1)
7	第 7 区	285	古道小学校体育馆、都路保健センター	郡山市の指定箇所	大槻小学校 (郡山市大槻町字城ノ内120)
8	第 8 区	224	都路こども園、都路保健センター	郡山市の指定箇所	多田野小学校 (郡山市逢瀬町多田野字南大界1)
9	第 9 区	233	地見城多目的研修集会施設、荻田集会所	郡山市の指定箇所	青少年会館 (郡山市大槻町字漆棒82)
10	第 10 区	195	大久保生活改善センター	郡山市の指定箇所	河内小学校 (郡山市逢瀬町河内字町東13-1) 河内ふれあいセンター (郡山市逢瀬町河内字西荒井156) 逢瀬コミュニティセンター (郡山市逢瀬町多田野字南原3)
11	第 11 区	171	馬洗戸集会所、都路保健センター	郡山市の指定箇所	旧河内小学校夏出分校 (郡山市逢瀬町河内字鳥井戸6)

12	第12区	176	上山口集会所 、都路保健セ ンター	郡山市の指 定箇所	多田野小学校堀口分校 (郡山市逢瀬町多田野字上古川林9-1) 県立郡山自然の家 (郡山市逢瀬町多田野字中丸山46)
13	まどか荘	48		郡山市の指 定箇所	県立郡山自然の家 (郡山市逢瀬町多田野字中丸山46)

田村市常葉町管内 (地域集合場所 田村市総合体育館)

No.	行政区	人口	一時集合場所	避難中継所	避 難 先
1	山田作	112	山田作集会 所	郡山市の指 定箇所	富田西ふれあいセンター (郡山市富田町字大十内85-22)
2	常葉1	1,149	常葉行政局	郡山市の指 定箇所	ユラックス熱海 (郡山市熱海町熱海二丁目148-2) 大槻中学校 (郡山市大槻町字西ノ宮西4-1) 小山田小学校 (郡山市大槻町六角26) 県立聾学校 (郡山市大槻町字西ノ宮西32) 総合地方卸売市場 (郡山市大槻町字向原114)
3	常葉2	690	常葉行政局	郡山市の指 定箇所	県立郡山高校 (郡山市大槻町字上篠林3)
4	石蒔田	132	石蒔田集会 所	郡山市の指 定箇所	県立郡山高校 (郡山市大槻町字上篠林3)
5	西向	1,090	西向中集会 所、下ノ内 集会所、板 橋集会所、 西美田集会 所	郡山市の指 定箇所	ユラックス熱海 (郡山市熱海町熱海二丁目148-2) 磐梯熱海スポーツパーク (郡山市熱海町高玉字南泥布沢2-7) 熱海小学校 (郡山市熱海町高玉字樋口170) 上伊豆島小学校 (郡山市熱海町上伊豆島字西畑32)
6	鹿山	200	上鹿山集会 所、下鹿山 集会所	郡山市の指 定箇所	西部第二体育館 (郡山市待池台一丁目7)
7	久保	285	久保上地区 集会所、川 久保集会所	郡山市の指 定箇所	郡山第六中学校 (郡山市富田町字十文字2)

8	新田作	189	新田作集会所	郡山市の指定箇所	片平中学校 (郡山市片平町字大笠松4)
9	関本	160	常葉公民館 関本分館	郡山市の指定箇所	西部第二体育館 (郡山市待池台一丁目7)
10	小檜山	196	小檜山集会所	郡山市の指定箇所	西部第二体育館 (郡山市待池台一丁目7)
11	早稲川	245	早稲川集会所	郡山市の指定箇所	大成小学校 (郡山市鳴神二丁目55) 大成地域公民館 (郡山市鳴神二丁目55)
12	堀田	167	堀田公民館	郡山市の指定箇所	熱海中学校 (郡山市熱海町高玉字阿曾沢山19-2)
13	黒川	218	黒川生活改善センター	郡山市の指定箇所	熱海中学校 (郡山市熱海町高玉字阿曾沢山19-2) 磐梯熱海小学校石蓮分校 (郡山市熱海町石蓮字原田311-1)
14	田代	237	田代公民館	郡山市の指定箇所	片平中学校 (郡山市片平町字大笠松4) 片平小学校 (郡山市片平町字小林3-1)
15	山根	472	常葉公民館 山根分館	郡山市の指定箇所	片平ふれあいセンター (郡山市片平町字町南7-2) 片平中学校 (郡山市片平町字大笠松4)
16	ときわ荘	50	常葉行政局	郡山市の指定箇所	県立聾学校 (郡山市大槻町西ノ宮西32)

田村市船引町管内 (地域集合場所 田村市総合体育館)

No.	行政区	人口	一時集合場所	避難中継所	避 難 先
1	今泉	743	旧今泉小学校	白河市の指定箇所	大信中学校体育館 (白河市大信町屋渋川山70) 信夫第一小学校体育館 (白河市大信中新城字愛宕山108-1) 大屋小学校体育館 (白河市大信下小屋字西宿85) 信夫第二小学校体育館 (白河市大信増見字中沢10) 新城構造改善センター (白河市大信中新城字内屋敷5-2)

					<p>下新城集会所 (白河市大信下新城字松ノ原51) 増見生活改善センター (白河市大信増見字増見64) 上小屋ふれあい交流センター (白河市大信隈戸字下ノ境2-4)</p>
2	小沢	252	小沢公民館	白河市の指 定箇所	<p>五器洗集会所 (白河市白坂大平160) 旗宿地区生活改善センター (白河市旗宿町尻105-1) 関の森公園白河都市農村交流センター (白河市旗宿白河内13-1) 和平集会所 (白河市旗宿和平39-2) 大木集会所 (白河市旗宿二丸沢155-1) 県立白河実業高校体育館 (白河市瀬戸原6-1)</p>
3	板橋	658	田村市総合 体育館	白河市の指 定箇所	<p>小田川集会所 (白河市小田川小田ノ里111-1) 芳賀須内集会所 (白河市小田川欠下25-1) 広谷地集会所 (白河市牛清水69-7) 泉田自治会館 (白河市泉田池ノ上234) 小田川市民センター (白河市泉田大久保88) 東北中学校体育館 (白河市泉田南ノ内1)</p>
4	上町	2,705	船引公民館	白河市の指 定箇所	<p>県立白河旭高校体育館 (白河市旭町一丁目3) 白河中央中学校体育館 (白河市明戸72-5) 白河第三小学校体育館 (白河市寺小路64-2) 第三市民体育館 (白河市明戸102-1) 白河市中央体育館 (白河市北中川原30)</p>

					中央保健センター (白河市北中川原313)
5	中町	236	中町公民館	白河市の指 定箇所	白河中央体育館 (白河市北中川原30)
6	大町	926	大町公民館	白河市の指 定箇所	中央保健センター (白河市北中川原313) 中央福祉センター (白河市北中川原313) わかば保育園 (白河市北中川原8-1) 武道館 (白河市向新蔵125-2) 白河第一小学校体育館 (白河市菖蒲沢41-1) みのり保育園 (白河市新白河二丁目162)
7	栄町	1,350	田村市役所	白河市の指 定箇所	第一市民体育館 (白河市追廻70-1) 白河第二小学校体育館 (白河市日影2-8) 県立白河高校体育館 (白河市南登り町54)
8	北区	1,659	船引保健セ ンター	白河市の指 定箇所	さくら保育園 (白河市会津町24-7) 白河市役所 (白河市八幡小路7-1) 白河第二中学校体育館 (白河市和尚壇2-1) 第二市民体育館 (白河市立石山3) 萱根生活改善センター (白河市萱根新小萱34-4) 桜岡会館 (白河市大山崎26-2) 大和田自治会館 (白河市大和田前田82-1) 県立白河実業高校体育館 (白河市瀬戸原6-1)
9	下里	1,239	下里公民館	玉川村の指 定箇所	たまかわ文化体育館 (玉川村大字小高字大谷地71) 須釜中学校 (玉川村大字須釜字奥平108)

10	春山1	294	春山多目的 集会所	泉崎村の指 定箇所	農村環境改善センター (泉崎村大字北平山字高柳88-1) 農業者トレーニングセンター (泉崎村大字泉崎字白石山3-1)
11	春山2	413	旧春山小学 校	泉崎村の指 定箇所	農業者トレーニングセンター (泉崎村大字泉崎字白石山3-1)
12	文珠	396	文珠出張所	泉崎村の指 定箇所	泉崎第二小学校 (泉崎村大字北平山字新田東山48-2) 関和久宿集会所 (泉崎村大字関和久字下町203) 八雲地区コミュニティセンター (泉崎村大字関和久字八雲神社41-1) 泉崎中学校 (泉崎村大字泉崎字上陣場14)
13	石森	432	旧石森小学 校	泉崎村の指 定箇所	村立泉崎中学校 (泉崎村大字泉崎字上陣場14)
14	鹿又1	305	美山小学校	白河市の指 定箇所	表郷多目的研修センター (白河市表郷番沢字和田46-1) 表郷幼稚園遊戯室 (白河市表郷番沢字松上101) おもてごう保育園 (白河市表郷番沢字成金142) 上願ふれあいセンター (白河市表郷番沢字桜下26-3) 犬神集落センター (白河市表郷金山字笛凹17-1)
15	鹿又2	342	前田地区多 目的集会所	白河市の指 定箇所	小田川小学校体育館 (白河市泉田池ノ上239) 鹿島集会所 (白河市大鹿島39-1) 久保集会所 (白河市大久保前8) サンフレッシュ白河 (白河市久田野城内31)
16	鹿又3	528	鹿又3区公 民館	白河市の指 定箇所	表郷体育館 (白河市表郷番沢字和田46-9) 梁森公民館 (白河市表郷梁森字瀬戸原90) 八幡集落センター (白河市表郷八幡字上後久保25)

					竹ノ内集落センター (白河市表郷金山字竹ノ内94) 表郷老人福祉センター (白河市表郷番沢字和田46-1) 管辻集落農事集会所 (白河市表郷金山字藤川原74-2) 上羽郷公民館 (白河市表郷番沢原8-6) 三森公民館 (白河市表郷三森字月桜188) 社田コミュニティセンター (白河市表郷社田太夫屋敷85) 堀之内構造改善センター (白河市表郷堀之内字舟戸59)
17	長外路	211	長外路地区 公民館	白河市の指 定箇所	白河地域職業訓練センター (白河市中田140) 中央公民館 (白河市天神町2)
18	門鹿	250	門鹿公民館	白河市の指 定箇所	芦ノ口集会所 (白河市本沼芦ノ口入山8-2) 五箇市民センター (白河市田島明戸11-1) 釜子小学校体育館 (白河市東釜子字西ノ内1)
19	大倉	360	大倉多目的 集会所	白河市の指 定箇所	関辺市民体育館 (白河市関辺松並32-1) 関辺小学校体育館 (白河市関辺松並26) 関辺生活改善センター (白河市関辺上ノ原26-1) 二枚橋集会所 (白河市関辺松並1-4)
20	新館	444	瀬川小学校	白河市の指 定箇所	五箇小学校体育館 (白河市田島165-2) 五箇中学校体育館 (白河市田島結城館43-2)
21	石沢	497	石沢地区多 目的集会所	中島村の指 定箇所	中島中学校 (中島村大字滑津字中島西14) 中島村体育センター (中島村大字滑津字二ツ山75-4)

					二子塚ふれあいセンター (中島村大字二子塚字後山56-2)
22	上移	600	緑小学校	西郷村の指 定箇所	西郷第二中学校 (西郷村大字小田倉字上野原459-1) 熊倉小学校 (西郷村大字小田倉字原中189)
23	北移	532	北移南移コ ミュニティ プラザ	西郷村の指 定箇所	西郷第一中学校 (西郷村大字熊倉字火打山5) 米小学校 (西郷村大字米字向山59-1) 川谷中学校 (西郷村大字真船字蒲日向269) 羽太小学校 (西郷村大字羽太字新宿52)
24	南移	380	北移南移コ ミュニティ プラザ	西郷村の指 定箇所	村民体育館 (西郷村大字小田倉字蛇口1-4)
25	中山	370	中山地区集 会所	西郷村の指 定箇所	熊倉小学校 (西郷村大字熊倉字折口原33-1) 小田倉小学校 (西郷村大字小田倉字原中189)
26	横道	210	横道地区集 会所	西郷村の指 定箇所	勤労身体障がい者体育館 (西郷村大字真船字芝原29-3)
27	芦沢北	263	光大寺集会 所	白河市の指 定箇所	東公民館 (白河市東釜子殿田表35) 東多目的研修センター (白河市東下野出島字滑志14) 細倉集会センター (白河市借宿鶴ヶ岡4-5)
28	芦沢中	283	芦沢出張所	白河市の指 定箇所	東中学校体育館 (白河市東釜子字狐内25)
29	芦沢東	263	本郷集会所	白河市の指 定箇所	東総合体育館 (白河市東釜子字狐内59) きつねうち温泉 (白河市東釜子字狐内47)
30	芦沢南	256	鞍掛集会所	白河市の指 定箇所	東総合体育館 (白河市東釜子字狐内59)
31	芦沢西	266	山田集会所	白河市の指 定箇所	東中学校体育館 (白河市東釜子字狐内25) 小野田小学校体育館

					(白河市東下野出島字髪内195)
32	上郷	327	七郷出張所	白河市の指 定箇所	舟田集会所 (白河市舟田9-1) 白河第四小学校体育館 (白河市久田野豆柄山3)
33	下郷	282	町広土公民 館	白河市の指 定箇所	田島集会所 (白河市田島神田141) 本沼集会所 (白河市本沼38-1) 大沼市民体育館 (白河市久田野城内32) 板橋集会所 (白河市板橋館ノ前79-1) 久保野集会所 (白河市久田野66-2) 借宿集会所 (白河市借宿株木18)
34	樋山	399	旧樋山小学 校	矢吹町の指 定箇所	矢吹中学校 (矢吹町文京町118)
35	永谷	239	永谷公民館	矢吹町の指 定箇所	県農業総合センター農業短期大学 (矢吹町446)
36	遠山沢	220	遠山沢公民 館	矢吹町の指 定箇所	三神小学校 (矢吹町神田西130-2)
37	本郷	259	本郷多目的 集会所	白河市の指 定箇所	白坂多目的研修センター (白河市白坂陣場202) 泉岡集会所 (白河市白坂愛宕山251-1) ひまわり保育園 (白河市栄町55)
38	井堀	277	井堀集会所	白河市の指 定箇所	みさか小学校体育館 (白河市みさか2-120)
39	上	230	上区公民館	白河市の指 定箇所	白河第五小学校体育館 (白河市白坂陣場317) 石阿弥陀自治会館 (白河市白坂新石阿弥陀100) 皮籠集会所 (白河市白坂皮籠15)
40	大堀	193	大堀公民館	白河市の指 定箇所	白河南中学校体育館 (白河市白坂芳野68) 陣馬自治会館

					(白河市白坂陣場164) 下黒川集会所 (白河市白坂下黒川152) 大倉矢見集会所 (白河市白坂大倉矢見95-3)
41	要田	247	要田出張所	矢吹町の指 定箇所	矢吹小学校 (矢吹町中町100)
42	笹山	381	要田出張所	矢吹町の指 定箇所	中畠小学校 (矢吹町中畠329) 中畠公民館 (矢吹町中畠127-1)
43	荒和田	234	荒和田区公 民館	矢吹町の指 定箇所	善郷小学校 (矢吹町小松384-2)

人口:平成28年3月現在

田村市原子力災害広域避難計画

平成29年11月策定

田村市 市民部 生活環境課

〒963-4693

福島県田村市船引町船引字畠添76番地2

TEL (0247)81-2272 (直通)

FAX (0247)82-4555

e-mail seikatsu@city.tamura.lg.jp

ホ-ムペ-ジ <http://www.city.tamura.lg.jp/>